

専門医認定制度細則

(平成 20 年 10 月 13 日制定、平成 21 年 6 月 1 日改定、平成 21 年 8 月 1 日改定、平成 22 年 3 月 1 日改定、平成 23 年 3 月 1 日改定、平成 23 年 11 月 4 日改定、平成 24 年 5 月 28 日改定、平成 24 年 10 月 20 日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款第 5 条第 6 号に基づき、専門医認定制度（以下、「本制度」という）に関する必要な事項を定める。

(委員会と Working Practitioner Group（以下、「WPG」という）)

第 2 条 本制度の運営のために専門医認定・育成制度委員会（以下、「本委員会」という）を置き、専門医、暫定指導医及び認定研修施設を審議し、かつ認定するための諸制度を定める。本委員会の中に次の WPG をおく。

- (1) 専門医審査 WPG
- (2) 専門医認定試験作成 WPG
- (3) 暫定指導医審査 WPG
- (4) 認定研修施設審査 WPG

(委員会)

第 3 条 理事会は、本委員会委員長（以下、「委員長」という）を選任し、理事長が委嘱する。

第 4 条 本委員会は、委員長、専門医審査 WPG 員長、専門医認定試験作成 WPG 員長、暫定指導医審査 WPG 員長、認定研修施設審査 WPG 員長、と若干名の委員によって構成される。委員長は、委員を推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

第 5 条 委員長は、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図る。委員長は、本委員会を招集する。ただし、委員の 3 分の 1 以上から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

第 6 条 本委員会は、専門医審査 WPG、専門医認定試験作成 WPG、暫定指導医審査 WPG、認定研修施設審査 WPG を管掌し、より高度な緩和医療に精通する医師を育成するための諸事項を審議検討する。

第 7 条 本委員会は、委員の過半数の出席をもって議決することができる。

第 8 条 本委員会の議事は、出席者過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは、委員長が決するものとする。

第 9 条 委員長ならびに委員の任期は、2 年とし、再任・兼任を妨げない。

(専門医審査 WPG)

第 10 条 理事会は、専門医審査 WPG 員長を選任し、理事長が委嘱する。

第 11 条 専門医審査 WPG 員長は、若干名の専門医審査 WPG 員を推薦し、理事長が委嘱する。

第 12 条 専門医審査 WPG 員長と専門医審査 WPG 員は、専門医審査 WPG を組織し、専門医の受験資格、専門医審査業務及び資格更新審査業務を行う。

(専門医の申請ならびに専門医認定証の交付)

第 13 条 本法人は、緩和医療に関する十分な学識と経験を有する者を専門医として認定する。専門医の認定を申請する者は、募集要項の申請条件をすべて充足することを要する。

第 14 条 専門医の認定を申請する者は、審査料 20,000 円を納付し、募集要項に定める書類を提出し、本法人が施行する認定試験を受けなければならない。なお、既納の審査料と書類は、原則として返却しない。

第 15 条 専門医の申請のため、認定施設での研修ではなく認定研修施設外での研修を開始する者は、手数料 5,000 円を納付し、研修開始要項に定める条件を満たさなければならない。なお、既納の手数料と書類は、原則として返却しない。

第 16 条 専門医認定試験は、以下の通りとする。

- (1) 専門医認定試験は、年に 1 回施行する。
- (2) 専門医認定試験は、筆記試験および口頭試問とし、専門医として十分な知識と技術を有していることを問う問題に回答を求める。
- (3) 専門医認定試験は、専門医認定試験作成 WPG が問題を作成し、これを行う。

第 17 条 専門医審査 WPG は、申請者の申請書類及び本法人が施行する専門医認定試験の成績に関する審査を行い、本細則の規定を満たすものを専門医として理事会に推薦する。

第 18 条 専門医審査 WPG において専門医として推薦された者に対し、理事会の議決を経て、理事長が専門医認定証を交付する。なお、専門医認定証の交付を受ける者は、認定料 20,000 円を納付しなければならない。合格通知書受領後 2 カ月以内に未納の場合は、取得資格を喪失する。

第 19 条 専門医は、5 年毎に更新の手続きをとらなければならない。

(専門医の更新申請)

第 20 条 専門医の更新申請には、更新料 20,000 円(審査料を含む)を納付し、以下の書類を提出すること、及び専門医認定更新試験を受験し、一定の基準に達していることが必要である。なお、既納の更新料と書類は、本学会参加証を除き、原則として返却しない。

- (1) 緩和医療専門医更新申請書 職歴および診療実績
- (2) 緩和医療専門医更新申請書 業績 1 部
- (3) 業績を証明する写しまたは原本 1 部
- (4) その他、募集要項で求めるもの

第 21 条 専門医認定更新試験は、専門医認定試験作成 WPG が問題を作成する。

第 22 条 何らかの理由により更新手続きを行えなかった場合は、2 年間の猶予期間を認め、更新手続きを行うことができる。その場合の専門医資格の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。

第 23 条 専門医審査 WPG は、専門医から出された更新のための書類、及び本法人が施行する専門医認定更新試験の成績に関する審査を行い、その結果を理事会に報告する。

第 24 条 理事長は、専門医審査 WPG の推薦に基づき、理事会の議決を経て、認定書の交付を行う。

(専門医の資格の喪失)

第 25 条 専門医は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して専門医としての資格を辞退したとき
- (2) 専門医の更新を受けなかったとき
- (3) 本法人の会員としての資格を喪失したとき
- (4) 申請書類に虚偽が認められたとき

第 26 条 専門医としてふさわしくない行為のあった者に対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、専門医の認定を取り消すことができる。

(専門医認定試験作成 WPG)

第 27 条 理事会は、専門医認定試験作成 WPG 員長を選任し、理事長が委嘱する。

第 28 条 専門医認定試験作成 WPG 員長は、若干名の専門医認定試験作成 WPG 員を推薦し、理事長が委嘱する。専門医認定試験、及び専門医認定更新試験を受験しようとする者は、専門医認定試験作成 WPG 員にはなれない。

第 29 条 専門医認定試験作成 WPG 員長と専門医認定試験作成 WPG 員は、専門医認定試験作成 WPG を組織し、専門医認定試験、及び専門医認定更新試験のための業務を行う。

(暫定指導医審査 WPG)

第 30 条 理事会は、暫定指導医審査 WPG 員長を選任し、理事長が委嘱する。

第 31 条 暫定指導医審査 WPG 員長は、若干名の暫定指導医審査 WPG 員を推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

第 32 条 暫定指導医審査 WPG 員長と暫定指導医審査 WPG 員は、暫定指導医審査 WPG を組織し、暫定指導医管理業務のための業務を行う。

(暫定指導医認定の申請と認定証交付)

第 33 条 本法人は、専門医を育成するために緩和医療に関する十分な学識と経験を有する者を暫定指導医として

認定する。

第 34 条 暫定指導医審査 WPG において暫定指導医として推薦された者に対し、理事長が暫定指導医認定証を交付する。

第 35 条 暫定指導医資格の認定期間は、認定年度を含む 10 年間であり、更新はない。

第 36 条 暫定指導医が勤務施設を異動した場合は、速やかに学会事務局に異動届を提出しなければならない。

(暫定指導医の資格の喪失)

第 37 条 暫定指導医は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して暫定指導医の資格を辞退したとき
- (2) 専門医としての資格を取得したとき
- (3) 本法人の会員としての資格を喪失したとき
- (4) 申請書類に虚偽が認められたとき

第 38 条 暫定指導医としてふさわしくないと認められた者に対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、暫定指導医の認定を取り消すことができる。

(認定研修施設審査 WPG)

第 39 条 理事会は、認定研修施設審査 WPG 員長を選任し、理事長が委嘱する。

第 40 条 認定研修施設審査 WPG 員長は、若干名の認定研修施設審査 WPG 員を推薦し、理事長が委嘱する。

第 41 条 認定研修施設審査 WPG 員長と認定研修施設審査 WPG 員は、認定研修施設審査 WPG を組織し、認定研修施設の審査業務及び資格更新審査、暫定指導医活動報告管理業務を行う。

(認定研修施設の申請ならびにその指定)

第 42 条 認定研修施設の認定を申請する診療施設は、募集要項の要件のいずれかに該当することを要する。

第 43 条 認定研修施設の認定を申請する診療施設の長は、認定研修施設申請書を提出しなければならない。

第 44 条 認定研修施設を申請するものは、募集要項に定める書類（所定用紙）を施設長名で提出しなければならない。

第 45 条 認定研修施設審査 WPG は、申請書の審査を行い、本細則の規定を満たすものを認定研修施設として理事会に報告する。

第 46 条 認定研修施設審査 WPG において推薦された診療施設に対して、理事会の議決を経て、理事長が認定研修施設認定証を交付する。

第 47 条 認定研修施設は、5 年毎に更新の手続きをとらなければならない。

第 48 条 認定研修施設審査 WPG は、理事長の許可を得て申請書提出施設に対して実地調査を要請することができる。

(認定研修施設の更新)

第 49 条 認定研修施設は、5 年毎に更新の手続きをとらなければならない。更新の手続きを申請する認定研修施設は、要件のいずれかに該当することを要する。

第 50 条 施設の認定更新を申請する診療施設の長は、認定研修施設更新申請書を提出しなければならない。

第 51 条 認定研修施設の更新を申請するものは、募集要項に定める書類（所定用紙）を施設長名で提出しなければならない。

第 52 条 認定研修施設審査 WPG は、更新申請書の審査を行い、本細則の規定を満たすものを認定研修施設として理事会に報告する。

第 53 条 認定研修施設審査 WPG において認定研修施設更新を認められた診療施設に対して、理事会の議決を経て、理事長が認定研修施設認定証を交付する。

(認定研修施設の資格喪失)

第 54 条 認定研修施設は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その理由が発生した日に遡りその資格を喪失する。

- (1) 認定研修施設の要件のいずれにも該当しなくなったとき
- (2) 正当な理由を付して認定研修施設を辞退したとき
- (3) 常勤の暫定指導医または専門医が不在になったとき
- (4) 認定研修施設の更新を受けないとき
- (5) 申請書類に虚偽が認められたとき

第 55 条 認定研修施設は、常勤の暫定指導医または専門医が不在になった日から、その資格を喪失する。

第 56 条 認定研修施設として不相当と認められたものに対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、認定研修施設の認定を取り消すことができる。認定研修施設を辞退し、または認定を取り消された施設は、認定証を本法人に返納しなければならない。

(審査結果の疑義)

第 57 条 審査結果に関して生じた疑義については、原則として審査結果の通知後、2 カ月間受け付ける。

(細則の変更)

第 58 条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

本細則は、平成 24 年 10 月 20 日から施行する。